

個人情報の取扱いに関する特約条項

- (目的)
- 第1条** この特約条項は、この契約における個人情報の取扱いについて適正を期し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう取り決めるものとする。
- (法律等の遵守)
- 第2条** 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）、その他の法律、政令、省令、条例及び所轄官庁の行政指導を遵守の上、個人情報を取り扱うものとする。
- (個人情報の管理体制)
- 第3条** この契約の締結に当たり、乙は甲に対し、個人情報保護法、番号法及び法施行条例に基づいた個人情報の管理体制について十分な説明を行うものとし、必要に応じ、個人情報管理基準又はこれに関連する基準を甲に提出するものとする。
- (個人情報の受取・管理責任者)
- 第4条** 乙は、乙の個人情報の受取責任者、管理責任者及び個人情報を取り扱うことが可能な業務従事者を、文書において甲に知らせ、乙の内部でこの特約条項の趣旨を周知徹底し、それを遵守するとともに、従業者への指導監督の責を負うものとする。また、責任者が変更になった場合は、直ちに書面をもって甲に届け出るものとする。
- (個人情報の適正管理義務)
- 第5条** 乙は、甲が提供する資料のうち、個人情報保護法第2条、番号法第2条8項、法施行条例第2条第2号の定義に基づき、個人情報（特定個人情報を含む）と指定された資料については、次項に定める機密保持義務を履行しなければならない。
- 2** 乙は、個人情報を仕様書記載の利用目的に必要な範囲内で適正に管理するものとし、当該目的を超えて加工・利用及び複写・複製並びに第三者への提供・開示をしてはならない。
- 3** 乙は、当該個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏えい等の危険に対し、技術的、人的及び物理的な面において合理的な安全対策を講じるものとする。
- (従業員教育)
- 第6条** 乙は、乙の従業員に対し、この特約条項に定める事項を十分に説明し、個人情報の取扱いについての教育を徹底するとともに、これを担保するため、乙の従業員との間で機密保持契約を締結するなどの策を講じることとする。
- (報告及び監査等)
- 第7条** 甲は、甲が必要と認めた場合、いつでも乙のこの契約に基づく業務における個人情報の管理・運用状況について、口頭、書面、乙の事務所への立入り等の方法により、甲又は甲が指定する者が監査及び調査（以下「監査等」という。）を実施することができるものとする。この場合において、乙は、甲が必要と認めて提出を求めた情報等を、直ちに甲に提出するものとする。
- 2** 甲は、特定個人情報を扱う事務の委託をした場合、委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (改善)
- 第8条** 乙は、甲の行った監査等において明らかになった問題点については、報告書をもって速やかに甲に改善方法を示し、改善するものとする。また、甲は、適宜、乙に対し、改善実施状況について報告を求めることができる。
- (外部委託)
- 第9条** 乙は、この契約業務の全部又は主要部分の実施を第三者に

府中市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項

- (総則)
- 第1条** この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。
- (用語の定義)
- 第2条** この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

- 委託させること又は請負させること（以下「再委託等」という。）ができないものとする。ただし、乙が事前に再委託等先を特定できる情報を書面で甲に通知し、かつ、甲が書面でこれに同意した場合は、この限りでない。
- 2** 乙は、甲の書面による承諾をもって第三者にこの契約業務を再委託等させる場合、乙は、再委託等先について、氏名、業務範囲その他必要事項を甲に通知し、かつ、再委託等先に対し、この特約条項で定める個人情報の取扱いと同等以上の機密保持義務を課して、それを管理するものとする。
- 3** 乙は、第1項に規定する書面に基づく再委託等を行った場合、乙は、当該第三者の選任及び当該第三者の業務の履行について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。
- 4** 甲は、特定個人情報を扱う事務の再委託を承諾した場合、その再委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (事故報告体制)
- 第10条** 乙は、業務において収集・利用する個人情報に関して、この特約条項に違反した場合又は外部漏えい等の事件及び事故が発生した場合には、速やかに甲に対し、詳細を報告し、被害の拡大を防止するとともに、対応・対策について甲と協議することとする。
- (損害賠償)
- 第11条** 乙は、この契約業務の履行に際して、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対し、当該損害の賠償の責めを負うものとする。なお、具体的な損害賠償の金額については、甲乙協議の上決定するものとする。
- (特約条項の変更等)
- 第12条** この特約条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもってこれを定めるものとする。
- (権利義務の譲渡禁止)
- 第13条** 乙は、この特約条項に関連して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (有効期間)
- 第14条** この特約条項の有効期間は、この契約の履行期間とする。
- 2** 乙の個人情報の取扱いが不完全であると甲が判断したときは、書面で通知することにより、この契約を解約できるものとする。
- 3** 乙は、この契約の終了後も、この契約終了前に提供された個人情報の取扱いについては、この特約条項に基づく義務を負うものとする。
- (特約条項期間有効終了後の処理)
- 第15条** この契約が終了した場合、終了原因にかかわらず、乙は、直ちに甲から提供を受けた資料、物品、複製物、電磁的データなどを甲に返還するほか、甲の指示する方法で完全に消去・廃棄し、甲の要求があった場合は、その旨の証明書を発行するものとする。
- (協議事項)
- 第16条** この特約条項に定めのない事項、この特約条項による個人情報の取扱いに係る紛議、その他この特約条項の取扱いに関する必要な事項については、甲乙協議の上、信義誠実の原則にのっとり相互に協力して円滑に解決するものとする。
- (専属的合意管轄裁判所)
- 第17条** 甲及び乙は、この特約条項に関し紛議が生じたとき、又は訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
- (5) 不当要求行為等
- ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為をいう。
- イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為をいう。
- ウ 正当な理由なく面会を強要する行為をいう。
- エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭若しくは権利を不当に要求する行為をいう。
- オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全の確保又は作業の実施に支障を生じさせるものをいう。
- (6) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）若しくは支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正職員をいう。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除すること又は解約することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

環境配慮に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(環境関連法令等の遵守)

第3条 乙は、環境に関する様々な法令・例規を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第4条 乙は、甲の定める環境方針の趣旨を理解し、次の各号に掲げる取組により、環境への配慮に努めるものとする。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙が、前各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく、環境に配慮した商品及びサービスの購入（グリーン購入）を心掛け、省資源に努めるとともに、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 車両の使用に当たっては、アイドリングストップなどのエコドライブを心掛け、省エネルギーや排出ガスの削減等に努めること。ディーゼル車にあっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。また、甲が自動車検査証の提示を求めたときは、速やかに提示すること。
- (3) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、目標達成に向けた取組に努めること。
- (4) 有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止すること。
- (5) その他、環境に配慮していると認められるものについて、積極的な活動を行うこと。

履行拒否又は履行不能の場合の違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 契約条項 この特約条項が添付される契約の契約条項をいう。

(履行拒否又は履行不能の場合の違約金)

第3条 契約条項第12条及び12条の2に規定する場合のほか、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合においては、

乙は、契約条項第12条の4第1項に規定する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

不正行為による違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(不正行為による違約金)

第3条 乙は、契約条項第12条の3第1項各号のいずれかに該当

するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額（請負金額の変更があった場合には変更後の額）の10分の3に相当する額を支払わなければならない（単価契約の場合は、「契約金額」を「各項目の単価に予定数量を乗じた金額の合計」として適用する。）。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

知的財産権等の侵害防止に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(表明保証)

第3条 乙は甲に対し、甲による本件成果物等の利用が第三者の知的財産権（著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利、営業秘密を含むが、これらに限られない。）、その他の権利を侵害しないことを表明し、保証しなければならない。

2 乙は、甲が本件成果物等の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任によりこれに対処し、甲又は第三者に生じた損害について、自らの負担により賠償しなければならない。